



超音波検診

日	曜日	場所
2/1	水	広見保健センター
2/2	木	広見保健センター

老人保健資格について

現在、老人保健の対象年齢は75歳まで引き上げされていますが、一定の障害の方については、これまでどおり65歳から適用されます。

次のいずれかに該当される方は申請により老人保健の適用を受けることができます。

鬼北町にお住まいの65歳以上の方で、

- ① 身体障害者手帳1級～3級、4級（一部※下記参照）の方
- ② 精神障害者手帳1級、2級の方
- ③ 療育手帳保持者で障害の程度が重度に該当される方

※4級の方で該当される方は次の障害の方です。

- ★音声機能、言語機能またはそしゃく機能の著しい障害
- ★下肢障害の1号、3号または4号のいずれかに該当される方

なお、申請後老人保健で医療を受けるのは、申請月の翌月初日（申請日が1日の場合は当月）からとなります。医療機関で支払う費用はかかった費用の1割または2割（一定以上所得がある方）となります。

申請手続き

- ★場所：町民課 保険年金係
- ★持参するもの：印鑑、健康保険証、上記①～③いずれかの手帳
詳細については町民課保健年金係までお問い合わせください。
- ★問合せ先：町民課保険年金係 ☎45-1111 内線216

平成18年4月「愛媛地方税滞納整理機構」設立

県内全市町加入の徴収専門組織

平成18年4月、市町村税の滞納整理を専門に行う「愛媛地方税滞納整理機構」が設立されます。

この組織は愛媛県下における税の公平性の確保および滞納額の縮減を図るため、市町単独では処理が困難な事案を引き受け、財産の差押や公売による差押財産の換価などの滞納処分を前提に滞納整理を行う組織です。

機構の概要

名称	愛媛地方税滞納整理機構
性格	地方自治法第284条に基づく一部事務組合
構成団体	県内全20市町
設立時期	平成18年4月1日
所在地	松山市一番町4丁目1番地2 愛媛県自治会館5階
業務内容	1.全市町村税（国保税を含む）および個人県民税の滞納整理 2.不動産公売 3.執行停止・不納欠損の適否判定 4.市町職員に対する実務研修の実施 5.滞納整理に係る調査研究 6.機構職員に対する専門研修の実施（研修機関としての機能） 7.市町への徴収業務のコンサルティングの実施（市町徴収業務のバックアップ機関としての機能）
滞納整理の範囲	財産調査、財産の差押、差押財産の換価

機構設立の経緯

県内の市町村税の滞納額は年々増加し続けており、このような状況を放置してしまえば、納税秩序の乱れから税務行政への不信感につながります。そこで、この状況を打破し、税財源を適正に確保するため、県内全市町がスクラムを組み、滞納整理の専門組織である「愛媛地方税滞納整理機構」を設立する運びとなりました。

機構の活動

市町からの再三の催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け迅速に滞納整理を行います。機構では、広範囲な財産調査を行うことにより、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分に移ります。また、差押財産の公売も行います。